

Team.SEA3 運営規則

第1章 総則

第1条 (名称)

チームの名称は「Team.SEA3」(以下、当チームという)とし、英文名称も同様とする。

第2条 (設立年月日)

当チームの設立は2016年1月20日とする。

第3条 (目的)

当規則の目的は、チーム運営の健全化・円滑化を図ることである。

第2章 所属と脱退・活動休止

第4条 (所属)

当チームに所属すること「チームに所属する」といい、所属するためにはチームオーナーまたは部門リーダーの承認を得る必要がある。なお、チームオーナー及び部門リーダーから勧誘を受けた場合は、同時点で承認を得られていることとする。

第5条 (脱退)

当チームに所属するメンバーは、チームオーナーまたは部門リーダーへ脱退の意向を示した後、任意のタイミングで脱退することができる。なお、脱退希望者が何らかの役職についていた場合は、後任の者を決定した後の脱退となる。

第6条 (活動休止)

当チームに所属するメンバーが、何らかの事情により、一時的にチーム活動ができなくなった場合、最長で1年間の活動休止をすることができる。

第3章 役職

第7条 (チームオーナー)

当チームには、原則としてチーム設立者をチームオーナーとして設置する。チームオーナーは、チーム全体の統括・運営・管理を行い、チームの維持を目的とする。

第8条 (サブオーナー)

当チームには、1名のサブオーナーを設置し、決定方法はチームオーナーの任命による。基本的にチームオーナーの補助を行い、チーム全体の統括・運営・管理を行い、チームオーナー不在時かつチームオーナーより委任があった場合は、職務を代行することができる。

第9条 (チームマネージャー)

当チームには、任意で1名以上のチームマネージャーを設置することができる。原則としてチームオーナーの任命により決定し、チーム運営に関する助言やアドバイスを目的とする。

第10条 (部門リーダー)

当チームの各部門には、常時1名の部門リーダーを設置し、各部門の統括を行う。原則として部門の運営はチームオーナーより部門リーダーへ委任されている。

第11条 (部門サブリーダー)

当チームの各部門には、任意で1名の部門サブリーダーを設置することができる。部門サブリーダーは、部門リーダーの補助を行い、部門リーダー不在時かつ部門リーダーより委任があった場合は、職務を代行できる。

第12条 (広報事務局長)

当チームの広報を担当する部署として、広報事務局を設置し、広報事務局の統括を目的として1名の広報事務局長を設置する。

第13条 (サイバー犯罪対策課長)

当チームには、警察組織との連携を目的として、サイバー犯罪対策課を設置し、サイバー犯罪対策課の統括を目的として1名のサイバー犯罪対策課長を設置する。

第14条 (国際交流課長)

当チームには、国外との交流・活動を目的として、国際交流課を設置し、国際交流課の統括を目的として1名の国際交流課長を設置する。なお、国際交流課長は、実用英語技能検定準2級(日常会話程度)以上の資格保持者もしくは、海外居住者が望ましい。

第4章 部署

第15条 (運営事務局)

当チームには、チームオーナー・サブオーナー・部門リーダー・部門サブリーダー・チームマネージャー・各課長を構成員とした運営事務局を設置し、チームの運営方針の決定等を行う。

第16条 (広報事務局)

当チームには、チームの宣伝を主な目的とした広報事務局を設置する。広報事務局は、独自にチームの広告などを作成し、宣伝を行うことができる。

第17条 (サイバー犯罪対策課)

当チームには、警察組織との連携を目的として、サイバー犯罪対策課を設置する。サイバー犯罪対策課では、警察組織との連携のほか、独自に交通安全や各種犯罪被害防止の活動をチーム内で行うことができる。

第18条 (国際交流課)

当チームには、国外との交流・活動を目的として、国際交流課を設置する。国際交流課では、海外の選手受け入れのほか、地方公共団体の国際交流団体との連携も活動の1つとなる。

第5章 職務権限等

第19条 (所属承認に関する権限)

当チームのチームオーナー・サブオーナー及び部門リーダーは、所属希望者の承認を行う権限を持ち、任意のタイミングで行使することができる。また、部門リーダー不在時かつ委任を受けている場合は、部門サブリーダーが代行することができる。可能である。

第20条 (脱退承認に関する権限)

当チームのチームオーナー・サブオーナー及び部門リーダーは、脱退希望者の承認を行う権限を持ち、任意のタイミングで行使することができる。また、部門リーダー不在時かつ委任を受けている場合は、部門サブリーダーが代行することができる。可能である。

第21条 (非了クティブメンバーの脱退に関する権限)

当チームのチームオーナー・サブオーナー及び部門リーダーは、活動を行っていないメンバーを強制的に脱退させる権限を持ち、任意のタイミングで行使することができる。強制脱退の条件として「1か月間非了クティブ・強制脱退の通告から1週間が経過」が求められる。また、部門リーダー不在時かつ委任を受けている場合は、部門サブリーダーが代行することができる。可能である。

第22条 (人事の決定に関する権限)

当チームの所属メンバーの人事に関する権限は、これをチームオーナーの独占的職務権限とし、任意のタイミングで行使することができる。なお、決定された人事に関しての不服に関しては、やむを得ない理由がない限りは受けることはできない。

第6章 所属形態

第23条 (育成選手)

当チームに所属するメンバーのうち、自らの申し出があった場合もしくは運営事務局会議において決定された場合、育成選手となる。原則として育成選手は有期であり、最短3か月～最長1年の間で調整される。

第24条 (選手)

当チームに所属するメンバーのうち、所属する際に特に申し出がなかった場合もしくは、育成選手で相応の成績を収めている場合は、通常の選手となる。なお、大会や日頃の活動において、選手に足る実績がない場合や、活動を行っていない場合はチームオーナーもしくは部門リーダーの権限で育成選手となる場合がある。

第25条 (ストリーマー)

当チームに所属するメンバーのうち、自らの申し出があった場合は、ストリーマーとして所属することができる。ストリーマーの条件として、月におよそ3回以上の動画投稿が行えること・動画編集技術があること・動画を投稿もしくは配信できる環境に居住していること がある。

第26条 (マネージャー)

当チームに所属するメンバーのうち、自らの申し出があった場合は、マネージャーとして所属することができる。マネージャーの職務として、チームメンバーの活動に関するスケジュール管理、大会など案件の獲得 がある。

第27条 (エディター)

当チームに所属するメンバーのうち、自らの申し出があった場合は、エディターとして所属することができる。エディターの職務として、ゲームプレイ動画のキル集の作成 などがある。

第28条 (クリエイター)

当チームに所属するメンバーのうち、自らの申し出があった場合は、クリエイターとして所属することができる。クリエイターの職務として、動画編集や画像加工 などがある。

第29条 (所属形態の変更)

チームオーナーへ所属形態の変更を申し出ることで、当チームに所属するメンバーは任意に所属形態を変更することができる。原則として、所属形態変更日の5日前までの申し出が必要である。

第7章 アイコン等

第30条 (クランアイコン・ヘッダー)

当チームの指定するクランアイコン・ヘッダーを使用する場合、当該画像の著作権は当チームに帰属する。また、デザイナーが作成した当該画像の著作権はデザイナー本人に帰属する。なお、特段の許可がない限り、画像の縦横比・色を自ら変更することは認められない。

第8章 禁止行為等

第31条 (煽り行為)

当チームでは、ゲームプレイ中の煽り行為を固く禁じる。煽り行為が発覚した場合は、所属メンバーとして相応しくないと判断し、罰則規定に基づき処分の対象となる。

第32条 (馴れ合い行為)

当チームでは、ゲームプレイ中に試合を放棄し馴れ合うことを固く禁じる。馴れ合い行為が発覚した場合は、所属メンバーとして相応しくないと判断し、罰則規定に基づき処分の対象となる。

第33条 (故意の回線切断)

当チームでは、ゲームプレイ中に故意に回線を切断することを固く禁じる。故意の回線切断が発覚した場合は、所属メンバーとして相応しくないと判断し、罰則規定に基づき処分の対象となる。

第34条 (チート)

当チームでは、オンラインプレイを伴うゲームにおけるチートを固く禁じる。チート行為(チートの売買・使用・開発)もしくはグリッチの悪用が発覚した場合は、除名処分とする。なお、ゲーム内にデフォルトで搭載されているチート機能(例:マイクラフトのチート等)は、処分の対象外とする。

第35条 (人種差別)

当チームでは、人種差別を固く禁じており、人種差別を行っていることが発覚した場合は、除名処分とする。

第36条 (男女差別)

当チームでは、日本法の男女共同参画社会基本法に基づき、男女平等に活動を行う。男女差別を行っていることが発覚した場合は、じょめいしょぶんとする。

第37条 (障がい者差別)

当チームでは、障がい者に対する差別を固く禁じており、障がい者差別を行っていることが発覚した場合は、除名処分とする。

第9章 罰則規定

第38条 (罰則)

当チームに所属するメンバーが、メンバーとして相応しくない言動をとった場合、後述の罰則規定に基づき処分を受ける場合があります。

第39条 (注意)

軽微な運営規則違反が見られた場合は、注意処分を行います。

第40条 (嚴重注意)

軽微な運営規則違反が数回に渡り見られた場合は、嚴重注意処分を行います。

第41条 (活動禁止)

軽微な運営規則違反が数回に渡り見られ、かつ嚴重注意処分を受けたにもかかわらず改善が見られない場合は、有期(1か月～3か月)でチーム活動に参加することを禁止します。

第42条 (活動禁止(無期限))

有期の活動禁止処分が終了し、チーム活動に復帰した後も改善が見られず、規則違反をした場合は無期限でチーム活動に参加することを禁止します。無期限の活動禁止は、チームオーナーの裁量によってのみ解除することができます。

第43条 (除名勧告)

無期限の活動停止処分が解除された後、規則違反により何らかの処分を受けることとなった場合、運営事務局会議にて決定を行い、除名勧告処分を受ける場合があります。除名勧告処分を受けた場合、①任意脱退 ②規定の書式による反省文・誓約書の記入 のいずれかを行わなければ、第44条に基づく除名処分となります。

第44条 (除名)

第43条に定める除名勧告処分に対し、第43条内の①・②のいずれも行わなかった場合、または重大な規則違反もしくはチームに損害を与える言動をとった場合、運営事務局会議で除名処分の決定がされ、当該メンバーに言い渡されたと同時に所属メンバーとしての権利を失います。

第45条 (処分についての不服)

一度決定がなされた処分について、不服がある場合は、処分を受けた日から起算して7日以内に運営事務局へ処分不服の申し立てを行うことができます。処分不服の申し立てを受けた場合は、運営事務局で再度当該メンバーの言動について精査を行い、再度処分を決定します。

第10章 スポンサー（協賛）

第46条（スポンサーの依頼）

当チームは、活動運営費として他の企業や個人に協賛依頼を行う場合があります。金額・契約期間については、相手方から特段の提示がない場合は原則としてホームページ上の金額・契約期間に従います。

第47条（スポンサーの問い合わせ）

当チームが、他企業・個人からスポンサーしたいとの要望があった場合は、原則として相手方の提示した条件に従います。提示がない場合に関しては原則としてホームページ上の金額・契約期間に従います。

第11章 合併・解散

第48条（合併）

当チームは、双方のチームの合意の下で合併を行う場合がある。合併については運営事務局会議で決定される。

第49条（解散）

当チームは、チーム運営が何らかの事情で継続不可となった場合に解散を行う場合がある。解散を行うためには以下の条件をすべて満たす必要がある。

- ・所属人数が全体で5名以下になること
- ・6か月間以上活動を行っていないこと
- ・運営事務局で解散が可決されていること
- ・合併先が見つからないこと

なお、解散が決定した場合、解散と同時に当規則の効力も失われる。

第50条（部門合併）

当チームは、各部門を他チームの部門と合併させる場合がある。

第51条（部門解散）

当チームは、何らかの事情で部門の運営が継続不可となった場合に、部門を解散させる場合がある。解散を行うためには、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- ・部門所属人数が2名以下になること
- ・6か月間以上活動を行っていないこと
- ・運営事務局で解散が可決されていること
- ・合併先が見つからないこと

なお、部門解散が決定した場合は、該当部門の役職者の任は解かれる。

第12章 緊急事態対応

第52条 (大地震)

当チームに所属するメンバーの居住地で、大規模な地震が発生した場合は、チームオーナー及び部門リーダーは直ちに安否確認を行ってください。また、避難指示が発令された地域に居住するメンバーは、直ちに活動を中止し、日本政府もしくは自治体の指示に従って避難を、人命最優先で行ってください。

第53条 (津波)

当チームに所属するメンバーの居住地に津波が到達する予想が出された場合、チームオーナー及び部門リーダーは直ちに安否確認を行ってください。また、避難指示が発令された地域に居住するメンバーは、直ちに活動を中止し、日本政府もしくは自治体の指示に従って避難を、人命最優先で行ってください。

第54条 (天災)

当チームに所属するメンバーの居住地で、台風・竜巻その他の天災が発生し、気象庁より避難指示が発令された場合、避難指示が発令された地域に居住するメンバーは直ちに活動を中止し、日本政府もしくは自治体の指示に従って避難を、人命最優先で行ってください。

第55条 (その他緊急事態)

日本国に対し、他国より何らかの実力が行使されるなどし、日本政府より国民保護情報が発令された場合、全所属メンバーは活動を直ちに中止し、日本政府もしくは自治体の指示に従って避難を、人命最優先で行ってください。

第13章 補則

第56条 (規則の制定)

当規則は2021年4月21日に制定され、同日施行されます。

第57条 (規則の改正)

当規則の改正は、チームオーナーの裁量で行われ、日本国憲法および日本法に反する内容の改正は禁じます。

第58条 (規則の無効化)

当チームが合併・解散となり、Team.SEA3としての活動の権利が無くなった場合は、当規則は無効化されます。また、当規則の各条文で、日本国憲法もしくは日本法に反する内容があった場合、該当する条文は無効化されます。

第59条 (規則の例外)

当規則第52条～第55条に定める緊急事態が発生した場合、第1条～第54条の適用はされません。そのため、自らの命・周囲の方の命を最優先に考えて行動してください。

第60条(規則改訂履歴)

2021年4月24日

規則全体を見直し、改訂しました。

2021年7月19日

規則全体を見直し、大幅に改定しました。